

# 学内解決放棄・大学自治売り渡し＝ 駒場寮「明渡」裁判に反対しよう！

現在、東大当局・教養学部当局は、駒場寮「廃寮」決定の不当性やその学生無視の姿勢が指摘され、非難を浴びているにもかかわらず、なにがなんでも「廃寮」を押し通さんがために、実際に多くの寮生が居住し、また多様な学生の活動の場として利用されていた駒場寮への電気・ガスの供給を停止し（もちろんいまは自力で何とか確保しています。）、しかもそれだけでは飽きたらず、自分の大学の学生である駒場寮生を相手に裁判に提訴するという、東大史上前代未

聞の暴挙を行っています。

学生側はこれまで法的措置に関しては、学内問題である駒場寮問題は学内での話し合いで解決すべきだし、電気を止めても出ていかないから裁判というように、明らかに「廃寮」攻撃の一環として行われており、「第三者の公正な判断にゆだねる」などというまったくの詭弁では納得できないし、そもそも学生に相談せずに決め、その後も反対を無視し続けてきた、「廃寮」そのもの自体が不当だというような観点から、このような学生を追

い出すため・学生の施設を無くすための法的措置には反対し続けてきました。

学生側の裁判取り下げを求める声にもかかわらず、学部当局側はいまだに裁判を取り下げることせず、98年2月に始まった「明渡」本裁判も、次回の6月22日の口頭弁論で第八回目となります。学生の皆さん、是非、次の裁判を傍聴して、正しい学内問題の解決方法について考えてみましょう。きっと思うはずです。こんなのでいいのかなあ?と。そして是非考えて下さい。（裏面へ）

**6.22 第八回口頭弁論を圧倒的多数の学生で傍聴し、学内問題のあるべき解決方法について考えよう。**

## 駒場寮「明渡」本裁判第八回口頭弁論

6月22日〔火〕10時30分より東京地裁民事615法廷にて  
傍聴に行きたい人は・・・22日朝9時30分正門前集合

裁判の後には、**弁護士を交えた報告会**を予定しています。こちらの方も是非参加してみてください。  
なにか質問等あれば、駒場寮委員会（03-3467-7258）か、直接寮委員長室（北寮14S）まで。

**駒場寮委員会**

6.22 第八回口頭弁論を圧倒的多数の学生で傍聴し、学内問題のあるべき解決方法について考えよう。

## 駒場寮「明渡」本裁判第八回口頭弁論

6月22日〔火〕10時30分より東京地裁民事615法廷にて  
傍聴に行きたい人は・・・22日朝9時30分正門前集合

裁判の後には、**弁護士を交えた報告会**を予定しています。こちらの方も是非参加してみてください。

なにか質問等あれば、駒場寮委員会（03-3467-7258）か、直接寮委員長室（北寮145）まで。

「大学当局は、大学自治が教授会の自治であるという従来の考え方が現時点において誤りであるということを確認、学生・院生・職員もそれぞれ固有の権利を持って大学の自治を形成していることを確認する。」これは、1969年の「東大確認書」の一節です。「東大確認書」については、当局は決して破棄などしていない上に、毎回学部交渉の席で「東大確認書」の精神を尊重するということが確認されています。つまり、この確認書はもはや昔のもの・死文化してしまっただけのものではなく、今現在においても十分生き続けているのです。このような確認書が存在しているにもかかわらず、「第三者の公正な判断にゆだねる」などと言って、学内問題である駒場寮問題を、学内での話し合いによる解決を放棄して、しかも固有（＝不可侵）の権利を持って大学自治を構成するとされる学生を相手取って、裁判で解決しようなどということは、明らかに確認書違反であると言えます。ましてや、裁判で解決すること自体に関し、大学自治を形成している一員である学生側が

明確に反対の意思を示しているのだから、確認書違反はなおさら明らかです。そもそも、「法的措置」については、学部当局が実力攻撃（＝電気・ガス停止、寮施設の強行的破壊など）をもってしても寮生を駒場寮から追い出すことができず、まさに駒場寮潰しの切り札として持ち出してきたものですから、不当極まりない駒場寮「廃寮」化攻撃の一環として行われている寮生追い出しのための手段であり、駒場寮「廃寮」決定が不当であり、それについての自己批判がされていない状況では全く認められないし、「第三者の公正な判断にゆだねる」なんていう詭弁は全く通用しません。

学部当局は、「第三者の公正な判断にゆだねる」などという詭弁を使う一方で、裁判における主張でも、駒場寮問題の本質的部分に触れてそれについて「第三者の公正な判断にゆだねる」のではなく、問題の本質には全く触れることなく、問題を単なる固有財産法上の管理権の問題にすり替えようとしています。これを見るだけでも、当局の「第三者の公正

な判断にゆだねる」という主張がいかに欺瞞に満ちたものであったかがわかると思います。

また、当局側＝国側は、裁判の準備書面で、「ポポロ事件」の最高裁判例をひいて、「大学の自治は教授会の自治である」という、「東大確認書」を全く無視した主張を行っています。そもそも「ポポロ事件」の判決が出たのは「東大確認書」締結よりも前です。これを学部交渉の場でただしたところ、「あれは判例としてひいただけ。主張とは違う。」というような苦し紛れの言い逃れを行い、しかも今回新たに提出された準備書面においてもまたもや「ポポロ事件」に関する主張が行われている有様です。ときには、原告として書面に名を連ねているにもかかわらず、「あれは国がやっていることだからわからない」というような責任逃れの発言を行うなど、もはや学部当局としては完全に裁判のイニシアチブを失っており、国の主張にまかせっきりになってしまっているのです。この状況は確認書に謳われた大学自治の姿と、ずいぶんかけ離れてしまっています。

学内解決放棄・大学自治売り渡し＝駒場寮「明渡」裁判反対！即刻取り下げを！  
駒場寮委員会